

令和4年12月13日
東日本高速道路株式会社

競争参加資格停止措置について

1. 競争参加資格停止措置業者名及び住所並びに措置期間、措置対象地域
パンフィックコンサルタンツ（株） 東京都千代田区神田錦町3-22
令和4年12月13日～令和5年2月12日（2ヶ月）
地域3（関東支社が所掌する区域）
において東日本高速道路株式会社の機関の所掌に係る工事等の発注

2. 事実概要
有資格業者であるパンフィックコンサルタンツ（株）は、関東支社発注の「関越自動車道 川越IC～東松山IC間 耐震補強検討業務」において、橋脚の梁補強、縁端拡幅、制震構造、段差防止構造等の各設計に欠陥があるという過失による粗雑工事等を発生させた。

3. 競争参加資格停止措置理由
上記（2. 事実概要）のことは、「競争参加資格停止等事務処理要領（平成18年8月7日東高契第269号）」別表第1第2号に該当する。

競争参加資格停止等事務処理要領 別表第1

措置要件	地域及び期間
(過失による粗雑工事等) 2 会社の発注に係る工事等の施行に当たり、過失により工事等を粗雑にしたと認められるとき（かしが軽微であると認められるときを除く。）。	発生地域について当該認定をした日から1月以上6月以内

○問い合わせ先： 東日本高速道路株式会社 総務・経理本部 経理財務部 調達企画課
以上